ロ　（一）　建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 （二）　建物区分のうち特定地下室等に設置されている燃焼器	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び四年に一回以上	第二百二条第八号及び第九号に掲げる基準に関する事項
ハ　燃焼器	ガスの使用の申込みを受け付けたとき	第二百二条第十一号に掲げる基準に関する事項

第百七条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「第一号及び前号」に改め、同号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「第四十条の二第三項」を「第百五十九条第三項」に、「ついては、」を「ついては、次の」に改め、同号イ中「採るべき措置及び」を「とるべき措置及び」に、「採らなかつた」を「とらなかつた」に、「採るべき措置を採つた」を「とるべき措置をとつた」に改め、同号ロ中「再び」の下に「当該通知に係る事項について第一号に規定する」を加え、「前号に規定する調査を行う以前から当該消費機器についてイの通知をしている場合であつてイのただし書に規定する場合に該当しないときは」を「直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の表の上欄イ又はロに掲げる消費機器の種類に係る調査を、前回の調査の日から四年を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該調査を行つたものとみなす。

第百七条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が第百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく同項各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

第百七条に次の一項を加える。

3　前項本文の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十九により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

第百七条を第二百条とし、同条の前に見出しとして「（消費機器に関する調査）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二百一条　ガス小売事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、当該ガス小売事業者が、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から、直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果（法第百五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を含む。以下この条において同じ。）を提供されたときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。ただし、当該調査の結果の提供につき、消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2　前項の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、同項の規定により提供された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

3　一般ガス導管事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、法第百五十九条第四項の規定により通知された直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果を保存しているときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。

4　前項の規定により調査を行わなかつた一般ガス導管事業者は、調査に係るガスの使用者と最終保障供給に関する契約を締結している場合に限り、法第百五十九条第四項の規定により通知された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

第百六条の見出し中「周知」を「周知及び調査」に改め、同条第一項中「第四十条の二第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同項第一号ニ中「採る」を「とる」に、「ガス事業者」を「ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「(1)の」を「(1)に掲げる」に改め、同号トを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　次号の表の上欄(4)に掲げるガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項

第百六条第一項第一号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同号ヌ中「リ」を「チ」に改め、同号ヌを同号リとし、同項第二号中「ガス事業者」を「ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）」に改め、「は、」の下に「当該ガス小売事業者が供給する」を加え、同号イ中「供給区域又は供給地点の」を「供給する」に、「三年度ごと」を「ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年」に、「告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）」を「建物区分」に、「毎年度」を「、一年に」に、「ヌ」を「リ」に改め、「ガスの使用の申込みを受け付けたときも、同様とする。」を削り、同号ロ中「供給区域又は供給地点の」を「供給する」に、「中欄」を「同表の中欄」に、「下欄」を「同表の下欄」に改め、同ロの表(1)中「毎年度」を「一年に」に、「ト及びヌ」を「ホ及びリ」に改め、同表(2)中「毎年度」を「一年に」に、「ヌ」を「リ」に改め、同表(3)中「次条第一項第一号」を「第二百条第一項第一号」に、「毎年度」を「一年に」に、「ヌ」を「リ」に改め、同表(4)中「次条第一項第一号」を「第二百条第一項第一号」に、「毎年度」を「一年に」に、「及びヌ」を「、ヘ及びリ」に改め、同表(5)中「次条第一項第一号」を「第二百条第一項第一号」に、「三年度ごと」を「二年」に、「ヌ」を「リ」に改め、同表に次のように加える。

(6)	開放燃焼式のガスストーブであつて燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼に至つた場合に当該ガスストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項

第百六条第一項第二号ハ及びニを削り、同号ホ中「その供給区域又は供給地点に設置されている消費機器であつて」を削り、「もの」を「消費機器」に、「四十月」を「四年」に、「チ及びリ」を「ト及びチ」に改め、同号ホを同号ハとし、同項第四号中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に、「前二号」を「第二号及び前号」に、「様式第五十三」を「様式第八十七」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に、「前号」を「第二号」に、「供給区域又は供給地点」を「供給する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　次のイからハまでに掲げる周知を、前回の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該周知を行つたものとみなす。

イ　前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分を除く。）又はロ（当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知　二年

ロ　前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分に限る。）又はロ（当該ロの表の上欄(1)から(4)まで及び(6)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知　一年

ハ　前号ハに規定する周知　四年